

# 畜舎特例法の認定を受けるには、

## 関係法令<sup>(※)</sup>の遵守が必要です

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等の法令の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがない場合、畜舎特例法の認定を受けることはできません。（申請が堆肥舎のみの場合を除く。）

違反の有無については、申請者が畜舎建築利用計画に記入して申告する内容で確認します。偽りの記載などによって認定を受けた場合は、認定取消しや罰則の対象となりますので、正しく記載をしてください。

なお、家畜伝染病予防法の遵守については、飼養衛生管理基準の遵守状況において、畜産事務所から指導を受けている項目がある場合は、改善方針を確認いたします。

詳しい手続きは、管轄の畜産事務所にご相談ください。

※関係法令： 家畜伝染病予防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

管轄の事務所	住所	電話	管轄する市町
西部畜産事務所	〒739-0013 東広島市西条御条町 1-15	(082) 423-2441	広島市・呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町
東部畜産事務所	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	(084) 921-1311 (代表)	三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅町・神石高原町
北部畜産事務所	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	(0824) 72-2015 (代表)	三次市・庄原市